

## 宮崎国際大学学生における懲戒処分に関する公表基準

令和5年12月12日制定

(総則)

第1条 この基準は、宮崎国際大学学生の懲戒処分の公表が適正に行われるよう必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この基準は、宮崎国際大学における懲戒処分事案を公表することにより、本学の管理運営の透明性を確保するとともに、学生の本分に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

(公表する対象)

第3条 学則上の懲戒処分は原則としてすべて公表する。ただし、公表を行った場合に被処分者以外の者の権利利益を害するおそれが高い等の理由により、公表が適当でないと学長が認めた場合にあってはこの限りではない。

2 懲戒処分に係る標準ガイドラインは別に定める。

(公表する内容)

第4条 個々の懲戒処分について、学部、学科、学年、学籍番号、処分年月日、処分の種類、処分の理由等の被処分者の属性に関する情報等を公表する。

2 ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として併せて氏名も公表する。

(ア) 学則に定める懲戒のうち、懲戒退学となった事案

(イ) 刑事事件となっている事案

(ウ) 本人の重大な法令違反や非行の場合で、社会に及ぼす影響の著しい事案

(公表の時期)

第5条 懲戒処分後、原則として速やかに公表する。

(公表の方法)

第6条 原則として、当該学部内の公示より公表する。

2 「懲戒退学」の事案については、ホームページへの掲載及び必要に応じて報道機関等への資料配付を行う。事案の社会的影響等を考慮しながら、必要に応じて記者会見を行う場合がある。

3 学長が必要と判断した事案については、その他の方法を加え公表する。

4 公示については原則として48時間以上、ホームページへの掲載期間は1か月以内とする。

(主管部署)

第7条 この基準の主管部署は、学生部とする。

(規程の改廃)

第8条 この基準の改廃は、宮崎国際大学教育研究評議会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この基準は、令和5年12月12日から施行する。

宮崎国際大学学生の懲戒処分に係る標準ガイドライン

事 由		懲戒処分				
		退学	※停学	謹慎	けん責	受験停止
犯罪行為	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火などの凶悪な犯罪	○	○			
	暴力、傷害、窃盗、恐喝、詐欺行為などの犯罪	○	○	○		
	薬物犯罪	○	○			
	痴漢、のぞき、盗撮行為	○	○	○		
	コンピュータ、SNSの不正使用等による悪質な行為	○	○			
	コンピュータ、SNSの不正使用による不適切な行為		○	○	○	
飲酒行為	飲酒を強要し死に至らしめる行為	○	○	○		
	飲酒を強要し急性アルコール中毒等の被害を与える行為	○	○	○		
	満20歳未満の学生と知りながら飲酒を勧める行為		○	○	○	
	満20歳未満の学生の飲酒行為		○	○	○	
交通事故	飲酒運転					
	酒酔い	○	○			
		人身事故	○			
	酒気帯び	○	○	○	○	
		人身事故	○	○		
	措置義務違反	○	○	○	○	
		飲酒運転車両への同乗等		○	○	○
	飲酒運転以外での人身事故					
	死亡又は重篤な傷害	○	○	○		
		措置義務違反		○	○	○
	傷害		○	○		
		措置義務違反		○	○	○
	飲酒運転以外の交通法規違反					
	著しい速度超過等悪質な交通法規違反			○	○	○
物損・措置義務違反				○	○	
ハラスメント	法人の「人権侵害事案に係る懲戒処分基準ガイドライン」に準じる	○	○	○	○	
試験	カンニング等の不正行為		○			○
その他	本大学の教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為	○	○	○	○	○

※ 原則として停学は無期停学とするが、状況を勘案し有期停学とすることができる。

- 個別の事案の内容によっては、下記事項を勘案し、処分の加重、軽減を行うことがある。
  - 本ガイドラインに掲げる処分より加重することがある場合
    - 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
    - 非違行為の学内外に及ぼす影響が特に大きいとき
    - 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
    - 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき
    - その他上記に準ずる理由があると認められるとき
  - 本ガイドラインに掲げる処分より軽減することがある場合
    - 学生が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
    - 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき
    - その他上記に準ずる理由があると認められるとき
- 本ガイドラインに掲げられていない非違行為は、本ガイドラインを参考として判断し、懲戒処分とすることができる。例) 満20歳未満の学生の喫煙などの非違行為